



Daiwa House®

大和ハウスグループ

定時工事代金の支払条件および支払期日変更のお知らせ

大和ハウス工業株式会社
(2018年11月30日作成)

Daiwa House

1. 支払条件変更の内容	… P2
2. 支払条件変更の背景	… P3
3. 支払条件変更時期	… P4
4. 実施スケジュール	… P6
5. 電子手形・ファクタリング契約に関して	
電手決済サービス	… P7
e-Noteless	… P8
でんさい	… P9
ファクタリング	… P10
6. その他に関するQ&A	… P11

(1) 支払方法

変更前 : 取引に応じた手形を含めたお支払い

変更後 : 手形払いを廃止し全額現金払い

(2) 支払期日

変更前 : 20日締め当月末払い

変更後 : 月末締め翌月15日払い

※15日が金融機関休業日の場合は前営業日が支払日となります

2. 支払条件変更の背景

政府は、経済の好循環を実現するためには、下請中小企業の取引条件の改善が重要であるとし、2016.12.14に中小企業庁と公正取引委員会が下請法と下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正した。これを受けて国土交通省も「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂した。

改訂された内容（平成28年12月14日公取企第140号「下請代金の支払手段について」より抜粋）

- ① 下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引手数料等のコストについて、下請事業者の負担とすることがないように、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- ③ 下請代金の支払いにかかる手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするように努めること。

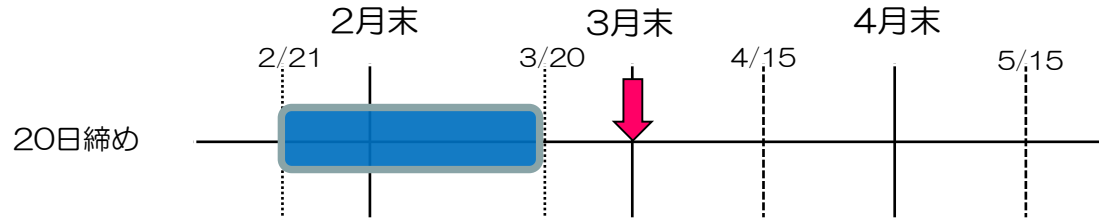
⇒当社は各法令における下請事業者の定義に関わらず
全業者全額現金払いとします

2019年4月度工事代金（2019年5月15日払い）から始まります

- 但し、経過措置として3/21～3/31の出来高を2019年4月15日にお支払います。（次頁参照）
- 手形の振出し（電子手形・ファクタリングを含む）は2019年3月度（2019年4月1日振出）を最後に終了いたします。

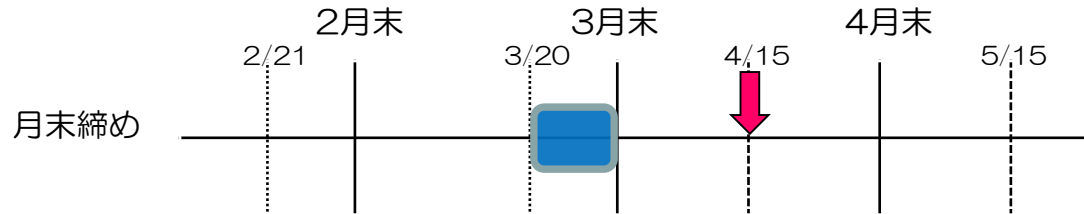
3. 支払条件変更時期

2019年4月 1日 [従来払い：3月度（2/21～3/20出来高）：手形払い有]



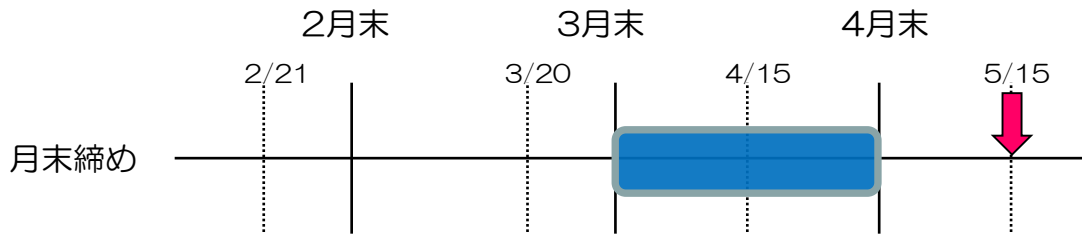
3月度工事代金
(3/31休日の為、4/1支払)

2019年4月15日 [経過措置払い：3月帳端（3/21～3/31出来高）：手形払い無し]

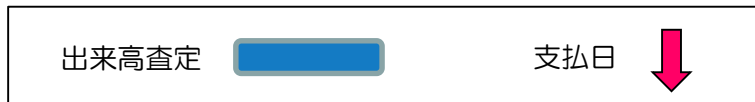


10日間分

2019年5月15日 [新支払条件：4月度（4/1～4/30出来高）：手形払い無し]



以降毎月15日払い
(休日の場合は前営業日)



4. 実施スケジュール

2018年11月 大和ハウスEDIポータルへ通知文を掲載

※大和ハウスEDIポータル…注文書、注文請書の商取引、支払通知書などの帳票をインターネットを介して送受信したり閲覧したりできるサービスのこと。

2018年11月～
2019年3月 支払の支払通知書・信託通知書に通知文を同封して発送

※尚、2019年1月末までに支払がなく、過去5年間に取引のあったお取引先様に対しては別途、通知文を発送する予定です。

2019年4月1日 現行の支払条件での最終お支払い日（手形払い有）

2019年4月15日 全額現金払いでの経過措置支払実施（出来高査定10日分）

2019年5月15日 全額現金払いでの支払実施（出来高査定1か月分）

電手決済サービス ※三菱UFJ銀行ご提供のサービス

- 2019年7月末以降に、三菱UFJ銀行から当社の電手決済サービスの解約通知が各お取引先様にご送付されます。
- 電手決済サービスは三菱UFJ銀行とお取引先様の二者間契約のため当社が解約しても各お取引様のご契約は継続されます。よって他の企業様からの電子手形を引き続き受け取ることが可能です。
- 他の企業から受け取りがない場合でも契約の継続は解約手続きをしない限り有効です。（月額使用料等、費用はかかりません。）
- 解約希望の各お取引先様は三菱UFJ銀行に直接お問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

三菱UFJファクター 電手・でんさいコールセンター 0120-103-172

（銀行営業日 9：00～19：00※）フリーダイヤルがご利用いただけない場合は03-5730-1963（通話料有料）

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。

※16:00以降の電手決済サービス事務手続に関するご照会は、翌営業日のご回答となる場合がございます。

恐れ入りますが、予めご了承ください。

e-Noteless ※みずほ信託銀行ご提供のサービス

- 2019年7月末以降に、みずほ信託銀行から当社を支払企業とするe-Notelessの終了通知が各お取引先様に送付されます。
- e-Notelessはみずほ信託銀行とお取引先様の二者間契約のため、当社がe-Notelessでのお支払を終了しても、他の企業様を支払企業とする各お取引先様のご契約は継続されます。よって、他の企業様からの電子手形を引き続き受け取ることは可能です。
- 各お取引先様が有する、当社を支払企業とするe-Notelessの利用資格は喪失します。喪失手続はみずほ信託銀行にて行いますので、各お取引先様からのお手続は不要です。

<お問い合わせ窓口>

みずほ信託銀行 e-Noteless コールセンター 0570-00-3245

(銀行営業日 9:00~17:00)

でんさい ※全国銀行協会ご提供のサービス

- でんさい契約はお取引先様と各社のお取引金融機関間との契約です。そのため当社のでんさい解約に伴う影響はありません。
- 引き続き他企業からのでんさいを受け取ることが可能です。
- 解約手続きについては各お取引先様からお取引金融機関にお問い合わせください。

ファクタリング（売掛債権一括信託）※三井住友信託銀行ご提供のサービス

- 2019年3月～4月頃（最終支払期日の3か月前）に、当社からファクタリング解約通知の書面を各お取引先様にご送付します。
- ファクタリング契約は三井住友信託銀行と当社と各お取引先様の三者間契約であるため、当社から解約通知を発送することで各お取引様のファクタリング契約も解約となります。
- 当社とのファクタリング契約が解約されても他の企業様との三者間契約に影響はございませんので、他の企業様からのファクタリング受取りは引き続き可能です。

<お問い合わせ窓口>

大和ハウス工業株式会社 財務部 財務・資金グループ 岡本

06-6342-1400

- 工事下請負基本契約及び取引名義届出書を締結し直す必要がありますか。

今回の支払条件変更に伴い、工事下請負基本契約書（建築系）、工事下請負基本契約書（住宅系）、場内請負基本契約書、取引基本契約書及び取引名義届出書の再締結は必要ございません。尚、支払条件変更の通知文（EDIポータルにも掲載済み）をお取引先様にご送付いたします。同書においてご承諾をいただく文面としており、別途「承諾書」等の書面をいただく必要もございません。

- 電子手形の契約書はいつまで受け付けてもらえますか。

電子手形・でんさいのご契約書は、12月末支払分まで受付いたします。支払開始が2019年1月以降になるご契約書は各お取引先様にご返送いたします。



Daiwa House®

大和ハウスグループ

ありがとうございました

その他ご不明点な点は、お手数ですが担当事業所までお問い合わせください。

www.daiwahouse.co.jp